

鹿島花岡鉦山中国人強制連行訴訟控訴審和解条項

(東京高裁 2000年11月29日成立)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

控 訴 人

歌 外一〇名

被 控 訴 人

鹿島建設株式会社

和 解 条 項

一 当事者双方は、平成二年(一九九〇年)七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人らはこれを了解した。

二 被控訴人は、前項の「共同発表」第二項記載の問題を解決するため、花岡出張所の現場で受難した者(以下「受難者」という。)に對する慰霊等の念の表明として、利害関係人中国紅十字会(以下「利害関係人」という。)に對し金五億円(以下「本件信託金」という。)を信託する。利害関係人はこれを引き受け、控訴人らは右

信託を了承する。

三 被控訴人は、本件信託金全額を平成一二年一月一日限り利害関係人代理人弁護士新興隆の指定する銀行預金口座に送金して支払う。

四 利害関係人(以下本項において「受託者」という。)は、本件信託金を「花岡平和友好基金」(以下「本件基金」という。)として管理し、以下のとおり運用する。

1 受託者は、本件基金の適正な管理運用を目的として「花岡平和友好基金運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、控訴人らが選任する九名以内の委員によって構成されるものとし、委員の互選により指名される委員長が運営委員会を代表する。ただし、被控訴人が委員の選出を希望するとき、右委員のうち一名は随時被控訴人が指名することができ、運営委員会の組織及び信託事務の詳細は運営委員会が別に定める。

- 3 本件基金は、日中友好の観点に立ち、受贈者に対する慰霊及び追悼、受贈者及びその遺族の自立、介護及び子弟育英等の資金に充てるものとする。
- 4 受贈者及びその遺族は、第二項記載の信託の受益者として、運営委員会が定めるところに従って本件信託金の支払を求めることができる。
- 5 受託者は、受贈者及びその遺族に対して前号の支払をするときは、本件信託金の委託者が被控訴人であること及び本件和解の趣旨について説明し、右支払を受ける者から本件和解を承認する旨の書面二通（本人の署名又は記名押印のあるもの）を取得し、そのうちの一通を被控訴人に交付する。
- 6 本件信託金の支払を受ける遺族の範囲については、遺族の実情に照らして運営委員会が定める。
- 7 運営委員会は、受贈者及び遺族の調査のために、本件和解の趣旨について、他の機関、団体の協力を得て周知徹底を図るものとする。

- 8 本件信託は、その目的を達したときに運営委員会の決議により終了する。その場合の残余財産の処分方法は運営委員会が定める。
- 5 本件和解はいわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るものであり、控訴人らを含む受贈者及びその遺族が花岡事件について全ての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである。利害関係人及び控訴人らは、今後控訴人ら以外の者から被控訴人に対する補償等の請求があつた場合、第四項第5号の書面を提出した者であると否とを問わず、利害関係人及び控訴人らにおいて責任をもってこれを解決し、被控訴人に何らの負担をさせないことを約束する。

- 六 控訴人ら、利害関係人と被控訴人との間には、本和解条項に定めるもの以外に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 七 訴訟費用及び和解費用は第一、二審とも各自の負担とする。
- 八 本和解は、日本語版をもって正文とする。

以上

所感

控訴人らは平成七年（一九九五年）六月二八日東京地方裁判所に本件損害賠償請求訴訟を提起し、被控訴人はその法的責任を争ってきた。控訴人らの主張の基調は、受難者は、第二次世界大戦中の日本政府の方針、すなわち戦時中の労働力の不足に対応するため中国人俘虜等を利用するという国際法に違反する扱いによって強制連行され強制労働に従事させられるとともに虐待を受けたというものである。これに対し、被控訴人の主張の基調は、花岡出張所における生活については、戦争中の日本国内の社会的・経済的状況に起因するもので、被控訴人は国が定めた詳細な処遇基準の下で食糧面等各般において最大限の配慮を尽くしており、なお、戦争に伴う事象については昭和四七年の日中共同声明によりすでに解決された等というものである。

控訴審である当裁判所は、このような主張の対立の下で事実関係及び被控訴人の法的責任の有無を解明するため審理を重ねて来たが、控訴人らの被った労苦が計り知れないものであることに思いを致し、被控訴人もこの点をあえて否定するものではないであろうと考えられることからして、一方で和解による解決の途を探ってきた。そして、裁判所は当事者間の自主的折衝の貴重な成果である「共同発表」に着目し、これを手がかりとして全体的解決を目指した和解を勧告するのが相当であると考え、平成一一年九月一〇日、職権をもって和解の勧告をした。

広く戦争がもたらした被害の回復の問題を含む事案の解決には種々の困難があり、立場の異なる双方当事者の認識や意向がたやすく一致し得るものでないことは事柄の性質上やむを得ないところがあると考えられ、裁判所が公平な第三者としての立場で調整の労をとり一気に解決を目指す必要があると考えたゆえんである。

裁判所は、和解を勧告する過程で折に触れて裁判所の考え方を率直に披露し、本件事件に特有の諸事情、問題点に止まることなく、戦争がもたらした被害の回復に向けた諸外国の努力の軌跡とその成果にも心を配り、従来の和解の手法にとらわれない大胆な発想により、利害関係人中国紅十字会の参加を得ていわゆる花岡事件について全ての懸

案の解決を図るべく努力を重ねてきた。過日裁判所が当事者双方に示した基本的合意事項の骨子は、まさにこのような裁判所の決意と信念のあらわれである。

本日ここに、「共同発表」からちようど一〇年、二〇世紀がその終焉を迎えるに当たり、花岡事件がこれと軌を一にして和解により解決することはまことに意義のあることであり、控訴人らと被控訴人との間の紛争を解決するというに止まらず、日中兩國及び兩國国民の相互の信頼と発展に寄与するものであると考える。裁判所は、当事者双方及び利害関係人中国紅十字会の聡明にしてかつ未来を見据えた決断に対し、改めて深甚なる敬意を表明する。

平成一二年一月二十九日

東京高等裁判所第一七民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

新

官

田

村

岡

川

正

直

之

人

章

之

2000年11月29日

花岡事案和解に関するコメント

鹿島建設株式会社

標記につき、本件に対する当社のコメントは次の通りです。

なお、本件は永い年月をかけて当社が解決に向けて全力を傾注して参りました事案であり、当社の真意を広く社会にご理解いただくためにも、是非とも全文を掲載していただきたく存じます。

【コメント】

「昭和19年から昭和20年にかけて、当時の日本政府の閣議決定による中国人労働者内地移入政策に基づいて、当社花岡出張所（秋田県大館市）においても、多くの中国人労働者が労働に従事されました。戦時下でありましたので、この方々の置かれた環境は大変厳しいものであり、当社としても誠意をもって最大限の配慮を尽くしましたが、多くの方が病気で亡くなるなど不幸な出来事があり、このことについては、深く心を痛めてきたものであります。

中国人労働者の一部の方が当社の責任を求めて訴訟を提起しましたが、第1審においては原告の請求が棄却されたため、東京高等裁判所に控訴、係属中でありましたが、同高裁から和解のお話があり、当社は提起された訴訟内容については当社に法的責任はないことを前提に、和解協議を続けてまいりました。また、この解決に当たっては慰霊等の対象として花岡出張所で労働に従事した986名全員を含めることがふさわしいことを主張し、具体化に向けて協議を行ってまいりました。これら、当社の主張が裁判所及び控訴人に十分に理解され、また、中国紅十字会の参画を得て受難者の慰霊、遺族の自立、介護及び子弟の育英など具体的に実施できうる仕組みも整う見込みがたちましたので、裁判所から勧告された金額を拠出し「花岡平和友好基金」の設立を含む和解条項に、合意いたしました。なお、本基金の拠出は、補償や賠償の性格を含むものではありません。

上記の主目で設立された「花岡平和友好基金」が所期の目的を達することを強く期待いたします。」

以 上